

令和6年4月19日

消費者支援群馬ひまわりの会とペットファースト株式会社との間の
裁判上の和解について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（以下「原告」という。）が、ペット販売やペット購入者のアフターサポート等を目的とするペットファースト株式会社（以下「被告」という。）に対し、被告が提供するペットの生命補償等のサービス「ほっとサポート」の契約条項目録の条項（以下「本件条項」という。）は、当該サービスの利用契約の有効期間が満了した場合にこれを更新しない旨の意思表示をしないという消費者の不作为をもって、更新後の契約の申込みの意思表示をしたとみなすものであり、当該利用契約は、中途解約ができないため、被告はサービス提供をせずに、消費者から利用料金を得る事態が生じ得ることから、消費者契約法^{*}（以下「法」という。）第10条に該当するとして、法第12条第3項の規定に基づき、本件条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないこと等を求めた事案である（令和4年11月4日付けで前橋地方裁判所に対して訴訟を提起）。

（本件条項）

第38条（自動更新）

- 1 加入者又は当社のいずれか一方が、有効期間の末日の属する月の前月10日までに有効期間を更新しないことの意味表示をしない場合には、有効期間を1年間、更新するものとし、以後も同様とします。但し、有効期間末日の属する月の前月27日までに、加入者から有効期間更新後初回分の利用料3,980円を払込みいただけない場合、当社は、当社の判断により、有効期間の更新が拒絶されたものとみなすことができます。なお、加入者による更新拒絶の手続きについては次項もご参照ください。

(※) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和5年11月2日、原告と被告との間で、別紙のとおり「ほっとサポート」のサービス利用契約を締結した消費者に対し、当該契約を自動更新するに当たっての事前連絡を徹底して行うこと等を内容とする裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会
(法人番号：7070005005295)

3. 事業者等の氏名又は名称

ペッツファースト株式会社 (法人番号：9010801018132)

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800(代表)

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

和解条項

- 1 被告は、被告が提供する「ほっとサポート」のサービス利用契約（以下「本件契約」という。）を締結した消費者に対し、本件契約を自動更新するにあたっての事前連絡を徹底して行う。
- 2 被告は、本件契約約款上の下記条項のとおり、本件契約を更新した消費者が更新後に同契約のサービスを利用した場合を除き、同消費者からの中途解約に応じなければならない。

記

加入者は、本サービスを更新する意思がなかった場合、本サービスが更新された後においても、当社に対して、本サービス解約の意思表示をした場合に限り、速やかに中途解約するものとし、解約の意思表示をした時点をもって契約は終了するものとしたします。ただし、本サービスの更新後、加入者からなんらかの本サービスの利用があった場合には、この限りではありません。また、加入者は、更新月から解約の意思表示をした日の属する月までの月額利用料は返還を求めることはできません。

- 3 被告は、前項のとおり本件契約を更新した消費者からの中途解約に応じなければならないことを被告全店舗従業員に周知する。
- 4 被告は、消費者契約法第3条第1項に基づき、本和解条項第2項に係る情報を消費者に提供する措置を講ずるよう努める。
- 5 被告は、原告に対し、前橋地方裁判所高崎支部令和3年（ワ）第169号解除条項等差止請求事件の和解条項第4項のとおり、今後も、約款の策定、

変更にあたっては、消費者契約法第1条の趣旨を尊重し、同法の各規定に違反する疑いのある条項を利用しないことを約束する。

6 被告は、原告に対し、前橋地方裁判所高崎支部令和3年（ワ）第169号解除条項等差止請求事件の和解条項第5項のとおり、今後も、適格消費者団体からの申入れがあった場合には、適切な時期に、適切な応答を行うことを約束する。

7 原告は、その余の請求を放棄する。

8 訴訟費用は、各自の負担とする。